

平成26年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 南都銀行

代表者名 取締役頭取 植野 康夫

(コード番号 8367 東証第1部)

問合せ先 常務取締役総合企画部長 北 義彦

(TEL. 0742 - 27 - 1552)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第126期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役及び社外監査役として有用な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、定款第29条(社外取締役との責任限定契約)及び定款第38条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、定款第29条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成26年6月27日(金) 平成26年6月27日(金)

以 上

<別 紙>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
	(社外取締役との責任限定契約)
(新 設)	第29条 当銀行は、会社法第427条第1項の
	規定により、社外取締役との間に、任務
	を怠ったことによる損害賠償責任を限
	定する契約を締結することができる。 た
	だし、当該契約に基づく賠償責任の限度
	額は、法令で規定する額とする。
第 29 条	第 30 条
(条文省略)	(現行どおり)
第 30 条	第 31 条
	(補欠監査役の選任の効力)
(新 設)	第32条 補欠監査役の選任の効力は、選任後
	4年以内に終了する事業年度のうち最
	終のものに関する定時株主総会の開始
	<u>の時までとする。</u>
第 <u>31</u> 条	第 33 条
(条文省略)	(現行どおり)
第 35 条	第 <u>37</u> 条

現 行 定 款	変  更  案
	_(社外監査役との責任限定契約)_
(新 設)	第38条 当銀行は、会社法第427条第1項の
	規定により、社外監査役との間に、任
	務を怠ったことによる損害賠償責任を
	限定する契約を締結することができ
	る。ただし、当該契約に基づく賠償責
	任の限度額は、法令で規定する額とす
	<u>る。</u>
第 36 条	第 <u>39</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
第 39 条	第 <u>42</u> 条

以上